

平成 29 年 5 月 31 日

**第 10 回 中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議
議事概要**

日時 : 平成 29 年 5 月 31 日 (水) 15:00~16:15
場所 : 姫路市防災センター 3 階 第 1 会議室
参加者 : 委員 平田健正 (座長)、中島 誠、保高徹生、藤森一男、
田原直樹
事務局 産業局中央卸売市場
関係局 産業局、環境局、都市局

本会議の議事概要は次のとおりである。

1. 第 10 回専門家会議の概要

今回 (第 10 回) の専門家会議は、姫路市白浜町内の中央卸売市場移転予定地 (以下「対象地」という。) における土壌・地下水汚染対策詳細設計 (方針) 及び仕様書 (案) の内容について審議することを目的として開催した。

2. 専門家会議開催要領の改正と新委員の就任について

「中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催要領」を平成 29 年 4 月 21 日が改正され、新委員が就任した。

- ・第 3 条 (構成) について、専門家会議は委員 5 人をもって構成することと改正した。
- ・第 3 条第 2 項に従って、市長が選任し、田原直樹氏 (兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授) が新たに委員に就任した。

3. 土壌・地下水汚染対策詳細設計について

「中央卸売市場移転予定地における土壌・地下水汚染対策詳細設計」に関わる要審議事項について審議し、決定した。

4. 土壌・地下水汚染対策詳細設計の仕様書について

「中央卸売市場移転予定地における土壌・地下水汚染対策詳細設計業務委託」仕様書 (案) の内容を確認し、本日の審議で決定した事項を踏まえた修正を行うことを条件に承認した。

5. その他

土壌・地下水汚染対策実施機関については、汚染物質の取扱いにおける留意事項等に対応する必要があることから、指定調査機関であることを条件とすることを決定した。

以上

表1 「中央卸売市場移転予定地における土壌・地下水汚染対策詳細設計」の方針
(第9回専門家会議による審議結果)

種別	内容
<p>ベンゼンの 土壌汚染 対策方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼンについては、盛土、埋土（元々干拓地であった場所の深度の10mの自然地層に存在するベンゼンを除く）とともに土壌汚染の除去等を行う。 ・土壌汚染の除去等にあたっては、ベンゼン濃度を土壌溶出量基準に適合させるとともに、鉛、砒素、ふっ素の濃度について、現状、土壌溶出量基準を超過していない物質については土壌溶出量基準を超過することがないように、または、自然的要因により現状で基準を超過している物質については浄化前よりも土壌溶出特性が悪化しない方法により浄化する必要がある。 ・上記の対策によりベンゼンによる汚染のなくなった土壌は、鉛、砒素、ふっ素による土壌汚染が残っている場合、区域指定を受けた土地の中で利用等する、又は、これらの重金属等の処理が可能な汚染土壌処理施設に処理を委託する。 ・土壌汚染対策を計画するにあたっては、土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域における一般管理区域と埋立地特例区域の分類、区域の種類ごとの土地の形質の変更における施工方法の制限等を考慮し、経済的かつ効率的な対策となるよう配慮することが望ましい。 ・対象地で汚染土壌や油含有土壌を移動させて管理する場合には、それらの土壌の移動の記録を残し、将来にわたりトレーサビリティを確保することが重要である。
<p>ベンゼンの 地下水汚染 対策方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・残存するベンゼンによる地下水汚染に対しては、ベンゼンによる土壌汚染を除去した後に、揚水処理等の対策を実施して中長期的に浄化していくことを目指すべきである。 ・ベンゼンによる土壌汚染の除去等において、汚染土壌を掘削除去する場合には、掘削深度以深に地下水位を低下させるための揚水により土壌汚染範囲およびその周辺に存在する汚染地下水をできるだけ除去するべきである。
<p>油臭に関する 対策方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土、埋土における油臭については、人の立ち入る施設の安全管理を行う上で必要な対策を講ずる必要がある。一方、人の立ち入りが無い施設、あるいは施設の建設が無い場所（駐車場や通路等）については、地表付近での油臭の発生を防止するための措置をとる。

以上